

産業廃棄物税 納付申告書
修正

受付印 年 月 日 大分県大分県税事務所長 殿	宛名番号	枝番	
	通信日付	確認印	精査検算
	年 月 日		
	※処理事項		
納税者	氏名又は名称	印	
	個人番号又は法人番号		(右語で記載)
	住所又は所在地		
	担当者の氏名	電話() —	
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで		
区 分	焼却施設への搬入	最終処分場への搬入	
産業廃棄物の搬入重量	① トン	⑨ トン	
課税免除となる重量	② トン	⑩ トン	
課税標準となる重量 (①-②又は⑨-⑩)	③ トン	⑪ トン	
条例附則第5項の規定による課税標準となる重量 (別表2より転記)	④ トン	⑫ トン	
税率 ⑤(1トンにつき)	800円	1,000円	
税 額 (③×⑤若しくは⑪×⑤、又は条例附則第5項の適用を受ける場合は、④×⑤若しくは⑫×⑤)	⑥ 円	⑬ 円	
修正申告である場合に既に納付の確定した税額	⑦ 円	⑭ 円	
この申告書による納付すべき税額 (⑥-⑦又は⑬-⑭)	⑧ 円	⑮ 円	

注1 この申告書は大分県産業廃棄物税条例附則第5項の適用を受ける場合に使用してください。

- この申告書には、第21号様式別表1及び別表2を添付してください。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
- 「産業廃棄物の搬入重量（①又は⑨）」及び「課税免除となる重量（②又は⑩）」の欄には第21号様式別表1の数値の合計量を、「条例附則第5項の規定による課税標準となる重量（④又は⑫）」の欄には第21号様式別表2の数値を転記してください。
- 「税額（⑥又は⑬）」に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。
- 「※処理事項」の欄は記載しないでください。